

31福保健感第488号
令和元年7月4日

各特別区保健衛生主管部長
八王子市保健衛生主管部長
町田市保健衛生主管部長
} 殿

東京都福祉保健局健康安全部長
(公印省略)

都内における手足口病の発生状況に係る情報提供等について

平素より都の保健衛生施策に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。
現在、都内において手足口病の報告数が増加しており、令和元年第26週（6月24日から6月30日まで）において都の警報基準を超えましたことから、別添のとおり7月4日付けで、報道発表を行いました。

ついては、貴職を通じ関係者へ御周知いただき、都内における発生状況並びに家庭や保育所、幼稚園及び学校等における感染予防等について、保護者並びに関係者への情報提供を行う等、適切に御対応いただけますようお願い申し上げます。

なお、本件については、都から公益社団法人東京都医師会に別途お知らせしており、同会を通じ各地区医師会にはそれぞれ連絡されますので、その旨申し添えます。

また、都教育庁及び私立学校所管部署並びに保育所所管部署を通じ、区市町村の関係部署等関係者に対する情報提供等を依頼しておりますので、あわせて申し添えます。

(問合せ先)

東京都福祉保健局健康安全部

感染症対策課 阿部、川久保、初芝

電話 03(5320)4482

手足口病が流行、都内で警報基準を超える

～ 夏季に流行する小児の感染症にご注意ください ～

毎年夏に小児を中心に流行する感染症である、手足口病、ヘルパンギーナ及び咽頭結膜熱（プール熱）の患者報告数が増加しています。

特に手足口病については、都内の小児科定点医療機関からの第26週（6月24日～30日）における患者報告数が、都の警報基準を超え、大きな流行となっています。

手足口病、ヘルパンギーナ、咽頭結膜熱は、いずれもウイルスによる感染症で、特異的な治療法やワクチンはなく、感染予防策としては、こまめな手洗いや、咳やくしゃみをする時には口と鼻をティッシュ等でおおうなどの咳エチケットを心がけることが大切です。

患者の多くは小児であることから、家庭、保育所、幼稚園、学校等においても感染予防策の徹底をお願いします。

手足口病の症状、感染経路と感染予防のポイント

- ◆ 口の中、手のひら、足の裏などにできる発しんや水ぼうが主な症状です。発熱を伴う場合もあります。
 - ◆ ウイルスが含まれた咳やくしゃみを吸い込んだり、手についたウイルスが口に入ったりすることで感染します。
 - ◆ こまめな手洗い、咳やくしゃみをする時には口と鼻をティッシュ等でおおう等の咳エチケットを心がけましょう。集団生活ではタオルの共用は避けましょう。
 - ◆ 症状がおさまった後も、患者さんの便の中にはウイルスが含まれますので（2～4週間）、トイレの後やおむつ交換の後、食事の前には手洗いを心がけましょう。
- ※ 別紙「夏に流行する小児の感染症について」も併せて御参照ください。

【 手足口病の患者発生状況 】

- 令和元年第26週（6月24日～30日）の都内264か所の小児科定点医療機関から報告された定点当たり患者報告数（都内全体）は5.10人（/週）となっています。
- 保健所別の患者報告数が警報レベルを超えたのは、31保健所中10保健所で、管内人口の合計は、東京都全体の36.5%になります。
 - ※ 警報レベル（手足口病）：保健所単位で定点あたり5.0人/週を超えると警報開始となり（警報開始基準）、2.0人/週を下回ると警報が終息します（警報終息基準）。「警報レベル」は、警報開始から警報終息までの間の状態を指しています。
 - ※ 都の警報基準：警報レベルにある保健所の管内人口の合計が、東京都全体の人口の30%を超えた場合

（参考）ヘルパンギーナ及び咽頭結膜熱（プール熱）の発生状況（第26週分）

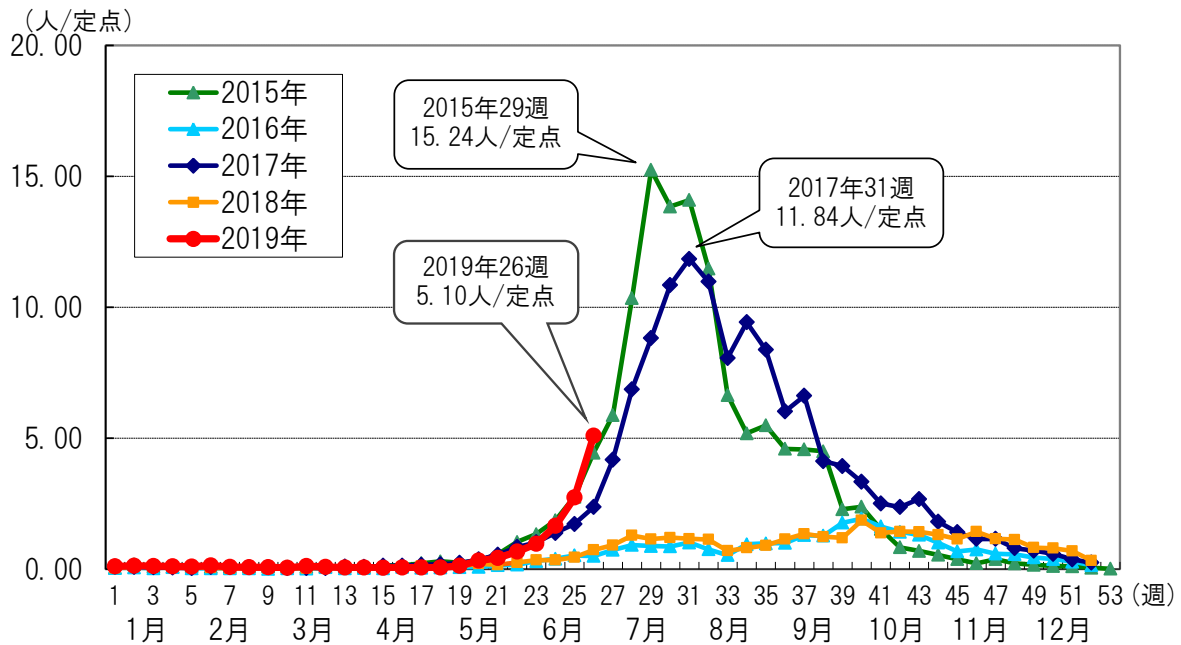
ヘルパンギーナの定点当たり患者報告数は1.37人（警報開始基準値は6.0人）、咽頭結膜熱の定点当たり患者報告数は0.57人（警報開始基準値は3.0人）

【問合せ先】

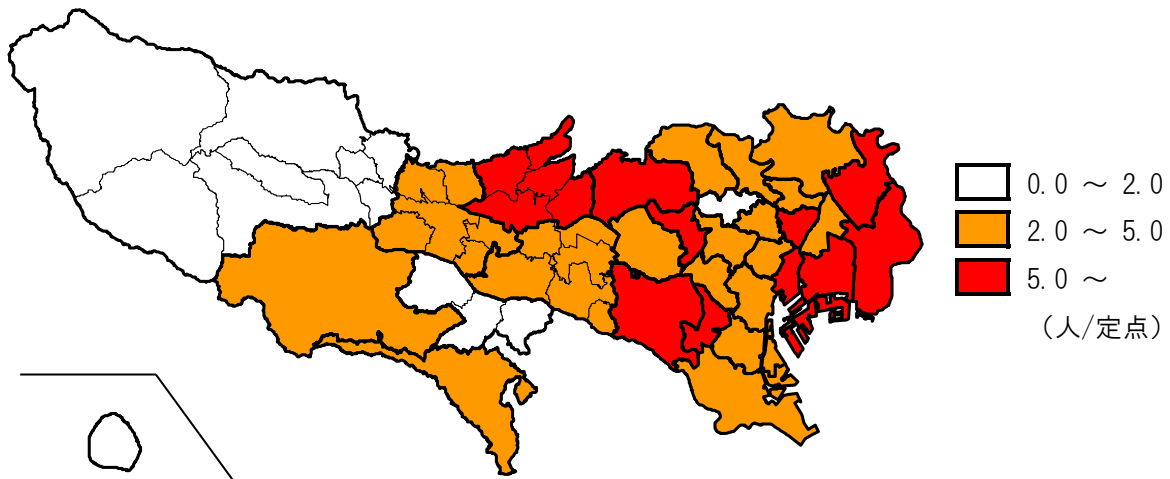
- 感染症に関する東京都の対応等、全般に関すること
東京都福祉保健局健康安全部感染症対策課 中坪、阿部 03-5320-4480（直通） 内線34-310、322
- 感染症患者の報告数（感染症発生動向に関すること）
東京都健康安全研究センター企画調整部健康危機管理情報課 石川、草深 03-5937-1086（直通）

東京都における定点当たり患者報告数（手足口病）（過去5シーズン）

東京都感染症発生動向調査より <http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/>



東京都における手足口病の発生状況（保健所管轄地域別）（2019年第26週）



- 発生状況（定点当たり患者報告数）の塗り分けは、各保健所の管轄範囲が単位（例えば、小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市は全て、管轄する多摩小平保健所における発生状況に対応した色で塗り分けられている）です。
- 手足口病については、「保健所単位で定点あたり 5.0 人／週を超えてから 2.0 人を下回るまでの間」を警報レベルとしています。現在、警報レベルにある保健所は、都内 31 か所中 10 か所で、報告数が高い順に、江東区 (15.33)、中央区 (13.0)、目黒区 (10.80)、多摩小平 (8.50)、世田谷 (7.13)、葛飾区 (6.75)、江戸川 (6.33)、練馬区 (6.31)、台東 (6.25) 中野区 (6.17) です。
- 都全体の警報は、警報レベルにある保健所の管轄する人口の合計が、都全体の人口の 30% を超えた場合です。
- 最新の情報については、東京都感染症情報センターのウェブサイトをご覧ください。
<http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/>

夏に流行する小児の感染症について

～ 手足口病、ヘルパンギーナ及び咽頭結膜熱 ～

| | 手足口病 | ヘルパンギーナ | 咽頭結膜熱（プール熱） |
|--------|--|-------------------------------|--|
| 主な症状 | 口の中、手のひら、足の裏などに、発しんや水疱ができます。あまり高い熱は出ません。 重症化はまれですが、合併症として急性脳炎や心筋炎があります。 | 突然の高熱で発症し、口の中の奥の方に水疱や潰瘍ができます。 | 発熱、咽頭炎（のどのはれ）、結膜炎（目の充血）などの症状があらわれます。 |
| 原因ウイルス | エンテロウイルス属のウイルス （コクサッキーウイルスA群、エンテロウイルス71型等） | | アデノウイルス |
| 感染経路 | <ul style="list-style-type: none"> 患者の咳やくしゃみに含まれるウイルスを吸い込むことによる<u>飛まつ感染</u> 水疱の内容物や便の中のウイルスが、手を介して口や眼などの粘膜に入ることによる<u>経口及び接触感染</u> | | <ul style="list-style-type: none"> 飛まつ感染 接触感染 感染力が強く、プールや温泉施設などでの感染もあることから「プール熱」とも呼ばれています。 |
| 治療 | つらい症状をやわらげる対症療法が中心です。ワクチンや特効薬はありません。 | | 対症療法と、眼の症状が強い場合は眼科での治療を行います。ワクチンや特効薬はありません。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> 食事や水分がとりにくくなり、脱水症状をおこすことがあります。水分補給に努め、柔らかく、刺激の少ない食事を工夫しましょう。 ぐったりしている、呼びかけに対する反応が鈍い、意味不明の言動がみられるなどの症状が現れた場合はすぐに受診しましょう。 | | |

お子さんのための感染予防のポイント

- こまめな手洗いを習慣づけましょう（手洗いは多くの感染症に共通する重要な予防策です）
- 症状がおさまった後も2～4週間、便などにウイルスが排泄されます
普段からトイレの後、おむつ交換後の手洗いを徹底しましょう
- 幼稚園、保育園など集団生活ではタオルの共用を避けましょう
- お子さんが理解できる範囲で咳エチケットを心がけましょう（人に向けてくしゃみをしないなど）

咳エチケット

- ① 咳が続くときはマスクをつける
- ② 咳やくしゃみの際にはティッシュなどで口や鼻を押さえる
- ③ 咳やくしゃみがほかの人に直接かからないようにする

31福保健感第489号
令和元年7月4日

各特別区保健衛生主管部長
八王子市保健衛生主管部長
町田市保健衛生主管部長
} 殿

東京都福祉保健局健康安全部長
(公印省略)

都内における水痘の発生状況に係る情報提供等について

平素より都の保健衛生施策に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。
現在、都内において水痘の報告数が増加しており、令和元年第26週(6月24日から6月30日まで)において都の注意報基準を超えましたことから、別添のとおり7月4日付けで、報道発表を行いました。

ついては、貴職を通じ関係者へ御周知いただき、都内における発生状況並びに家庭や保育所、幼稚園及び学校等における感染予防等について、保護者並びに関係者への情報提供を行う等、適切に御対応いただけますようお願い申し上げます。

なお、本件については、都から公益社団法人東京都医師会に別途お知らせしており、同会を通じ各地区医師会にはそれぞれ連絡されますので、申し添えます。

また、都教育庁及び私立学校所管部署並びに保育所所管部署を通じ、区市町村の関係部署等関係者に対する情報提供等を依頼しておりますので、あわせて申し添えます。

(問合せ先)

東京都福祉保健局健康安全部
感染症対策課 阿部、川久保、初芝
電話 03(5320)4482

水痘にご注意ください

6月24日から6月30日（第26週）の1週間における水痘患者報告数が都の注意報基準を超えました。

水痘は、ウイルスによる感染症で、感染経路には、空気感染、飛まつ感染、接触感染があります。

最も有効な予防策は、ワクチン接種です。定期接種の対象となりますので、対象期間（1歳～3歳未満：2回接種）の方の確実な接種をお願いいたします。

<水痘とは>

- ◆ 水痘とは、水痘-帯状疱疹ウイルスによる感染症で、一般には「みずぼうそう」として知られています。
- ◆ 潜伏期間は10～21日です。特徴的な症状は水疱（水ぶくれ）と38℃前後の発熱で、全身に直径3～5mm程度の丘疹（盛り上がった赤い発しん）が出現します。
- ◆ 数日にわたり新しい発しんが次々と出現しますので、急性期には紅斑、丘疹、水疱、痂皮（かさぶた）のそれぞれの段階の発しんが混在するのが特徴です。
- ◆ すべての発しんが痂皮になるまで6日程度かかります。通常、軽症で終生免疫（一度の感染で生涯、その感染症にはかからない）を得ることが多いですが、成人では重症になることがあり、肺炎などの合併症も増えるという特徴があります。

<感染経路と感染予防のポイント>

- ◆ 感染経路は、咳やくしゃみなどのしぶきに含まれていたウイルスが空気中に漂い、そのウイルスを吸い込むことによる感染（空気感染）、ウイルスが含まれる咳やくしゃみなどのしぶきを吸い込むことによる感染（飛まつ感染）、ウイルスが付着した手で口や鼻に触れることによる感染（接触感染）があります。
- ◆ 有効な予防法は予防接種です。平成26年10月1日から、水痘ワクチンが定期接種となりました。

【問合せ先】

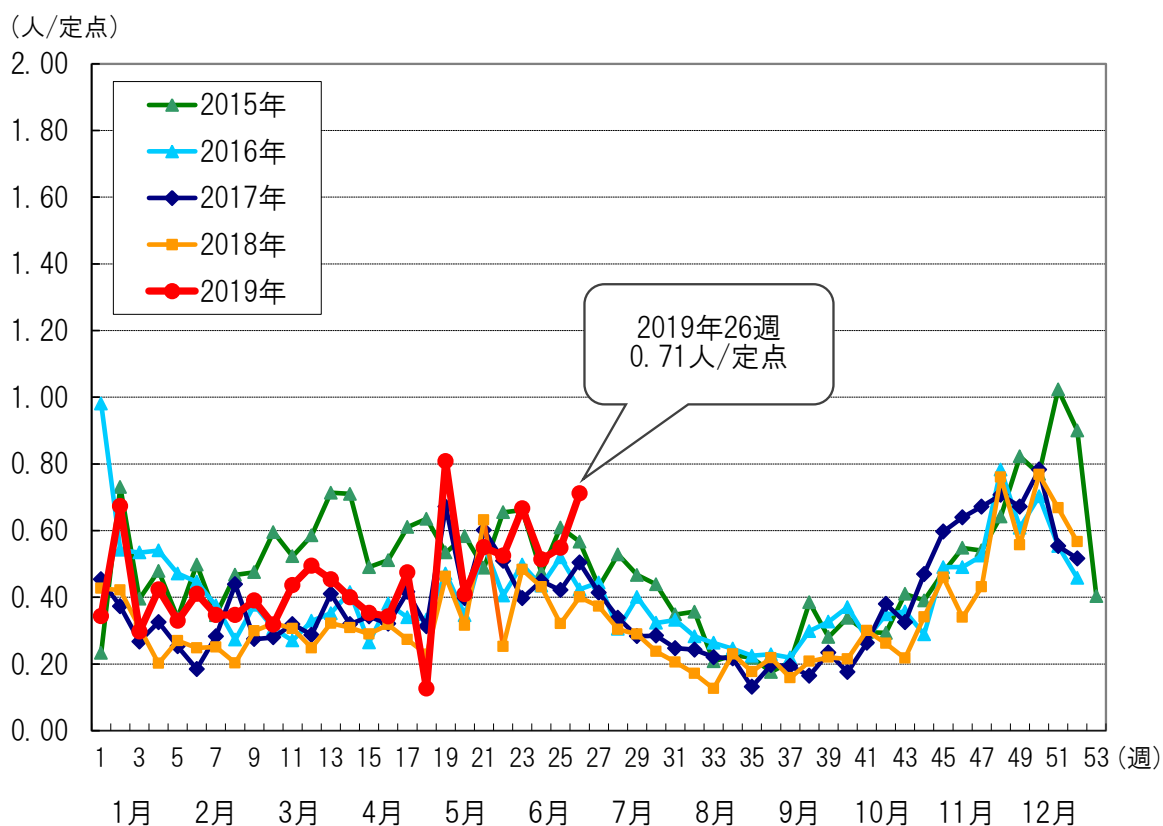
- 感染症に関する東京都の対応等、全般に関すること
東京都福祉保健局健康安全部感染症対策課 中坪、阿部 03-5320-4480（直通）内線 34-310、322
- 感染症患者の報告数（感染症発生動向に関すること）
東京都健康安全研究センター企画調整部健康危機管理情報課 石川、草深 03-5937-1086（直通）

【 水痘の患者発生状況 】

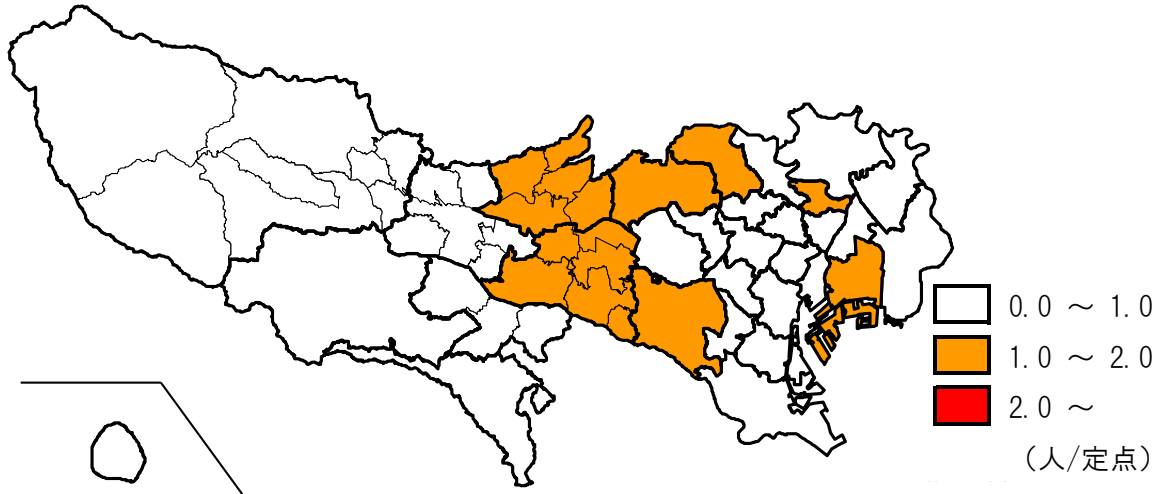
- 令和元年第26週（6月24日～30日）の都内264か所の小児科定点医療機関から報告された定点当たり患者報告数（都内全体）は0.71人（/週）となっています。
- 保健所別の患者報告数が注意報基準に達しているのは、31保健所中7保健所で、管内人口の合計は、東京都全体の34.4%になります。
 ※ 注意報基準（水痘の場合）：保健所単位で定点あたり1.0人/週を超えると注意報開始となります。
 ※ 都の注意報基準：注意報基準に達している保健所の管内人口の合計が、東京都全体の人口の30%を超えた場合。
- 警報・注意報基準値は定期的に評価・見直しが行われていますが、平成27年以降、水痘の報告数が大きく減少している中で、流行を早期に探知し、注意喚起を促すために、平成30年9月から、水痘の注意報基準は定点あたり4.0/週から1.0/週に、警報基準は定点あたり7.0/週から2.0/週に変更されています。

東京都における定点当たり患者報告数（水痘）（過去5シーズン）

東京都感染症発生動向調査より <http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/>



東京都における水痘の発生状況（保健所管轄地域別）（2019年第26週）



※ 発生状況（定点当たり患者報告数）の塗り分けは、各保健所の管轄範囲が単位（例えば、小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市は全て、管轄する多摩小平保健所における発生状況に対応した色で塗り分けられている）です。

※ 注意報基準は保健所単位で定点あたり 1.0 人/週を超えた場合です。現在、定点あたり 1.0/週を超えている保健所は都内 31 か所中 7 か所で、報告数が高い順に、練馬区(1.77)、板橋区(1.60)、多摩府中(1.33)、荒川区(1.25)、世田谷(1.13)、江東区(1.11)、多摩小平(1.07)です。

※ 都全体の注意報は、注意報レベルにある保健所の管轄する人口の合計が、都全体の人口の 30%を超えた場合です。

○ 最新の情報については、東京都感染症情報センターのウェブサイトをご覧ください。
<http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/>